

## ○「許可地域」について

### 坂祝町の「許可地域」

坂祝町では、禁止地域以外の全域が、許可区域となります。

#### ★許可地域での個別基準★

広告物の種類	表示面積	高さ	個数
(1) 野立広告物<自家広告物>	1個 50m <sup>2</sup> 以下	15m以下	—
(2) 野立広告物<案内広告物等>	1面 20m <sup>2</sup> 以下で合計 40m <sup>2</sup> 以下(道路及び鉄道で知事が指定する地域で)	・広告塔 15m以下 ・その他 10m以下	—
・「国道21号線」の両側1,000m以内の区域 ・「東海旅客鉄道高山本線」の両側1,000m以内の区域 のうち用途地域外	1面 4m <sup>2</sup> 以下で合計 8m <sup>2</sup> 以下(集合看板は1面 20m <sup>2</sup> 以下で合計 40m <sup>2</sup> 以下)	5m以下	—
屋上広告物	20m <sup>2</sup> 以下(堅固な建築物に掲出する場合は面積制限なし)	地表から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下	1つの建築物につき1個(堅固な建築物に掲出する場合は個数制限なし)
壁面広告物	広告物の表面積の合計が同一壁面の面積の2分の1以内で1個 30m <sup>2</sup> 以下(堅固な建築物に掲出する場合は面積制限なし)	—	—
突出広告物	20m <sup>2</sup> 以下(堅固な建築物に掲出する場合は面積制限なし)	・下端の高さ 車道上……4.7m以上 歩道上……2.5m以上	1壁面につき1個(堅固な建築物に掲出する場合は個数制限なし)